

自動車税種別割・軽自動車税種別割の手続きの確認を

自動車税種別割・軽自動車税種別割は、4月1日現在の所有者に課税されます。車検切れなどで廃車にするときや名義変更をするときは、3月末までに手続きを行ってください。なお、毎年2月、3月は車検場の登録窓口が大変混雑します。早めの手続きをおすすめします。

また、自動車の登録・廃車などの手続きを自動車販売業者などに依頼する方は、手続きが確実に行われているかを自動車販売業者などに確認してください。

▼登録・廃車の問合せ

○普通自動車・小型自動車・125ccを超えるオートバイ
愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所
☎050・5540・2048

○軽自動車(四輪・二輪)
軽自動車検査協会

☎050・3816・1773

○125cc以下のオートバイ・小型特種自動車
豊山町税務課課税グループ

☎28・2434

▼問合せ

(自動車税種別割)県名古屋北部県税事務所課税第二課自動車税グループ

☎052・531・6305

(軽自動車税種別割)豊山町税務課課税グループ
☎28・2434

給与支払報告書の提出を

事業主の方は、従業員や雇い人(家族などの青色事業専従者を含む)に対し、給与、賃金、賞与などを支払った場合、支払いを受ける方ごとに、前年中の支払額などを記載した給与支払報告書を、その支払いを受ける方の1月1日の住所がある市町村へ提出する必要があります。

事業主の方で、正規社員、パート、アルバイト、日雇い、退職者などがおられる場合は、個人・法人を問わず提出してください。

▼提出期限 1月31日(水)必着

▼提出方法 持参、郵送またはeLT AX(前々年における源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eLT AX又は光ディスク等による提出が義務付けられました)
☎28・2434 税務課課税グループ



個人住民税の特別徴収を推進中

愛知県と県内すべての市町村では、個人住民税の特別徴収(給与天引き)の適正実施に取り組んでいます。現在、従業員の個人住民税が普通徴収となっている事業所については、令和6年度分以降、特別徴収への切り替えをお願いします。

特別徴収とは

給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から住民税を徴収し、納入していただく制度です。法令の規定により給与を支払う事業主は、原則として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

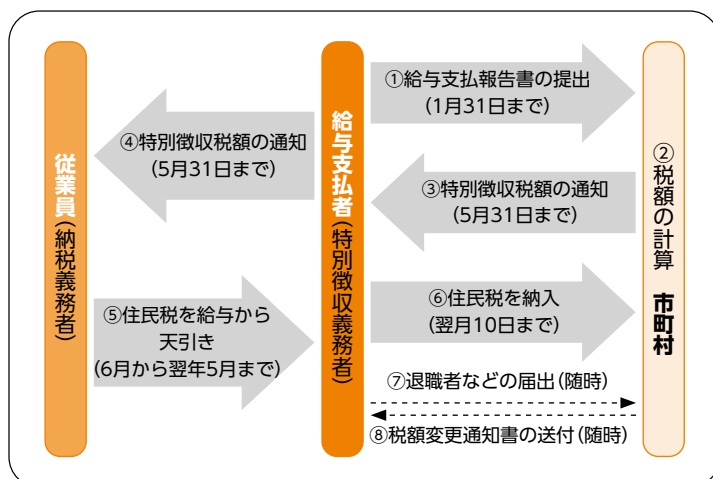
特別徴収の対象となる方

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けているすべての従業員(パート、アルバイトを含む)

特別徴収の対象とならない方

- ・退職者(退職予定者を含む)
- ・2つ以上の事業所から給与の支払いを受け、他の事業所で特別徴収が行われている方
- ・給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収できない方
- ・給与が毎月支給されていない方

特別徴収のしくみ



グラフィックコンクール入賞作品パネル展

第67回愛知県統計グラフィックコンクール入賞作品をパネル展示します。統計の表現技術豊かな作品が勢ぞろいです。ぜひご覧ください。

▼展示期間 1月5日(金)～16日(火)

▼ところ 役場1階ロビー

▼問合せ 企画課企画・広報グループ
☎28・0913